

## 1 業務の内容

地方職員共済組合は、組合員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務及び業務の能率的運営に資することを目的として設立され、次に掲げる業務を行っている。

### (1) 短期給付

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害等に関する給付

### (2) 長期給付

組合員の退職、障害又は死亡に関する給付

### (3) 福祉事業

- ① 組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業
- ② 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導
- ③ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- ④ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- ⑤ 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- ⑥ 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- ⑦ 組合員の需要する生活必需物資の供給
- ⑧ その他組合員の福祉の増進に資する事業で組合の事業計画で定めるもの

### (4) 費用の負担

短期給付に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなっている。

ただし、育児休業手当金及び介護休業手当金については、当該手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して定める割合を乗じて得た額は、地方公共団体等の負担とされている。

長期給付に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなっている。

なお、基礎年金拠出金の負担に要する費用の2分の1に相当する額は、地方公共

団体が負担することとなっている。

福祉事業に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなっている。

共済組合の事務に要する費用については、地方公務員等共済組合法第113条第5項の規定に基づき、総務大臣の定めるところにより地方公共団体が負担する金額については、平成27年総務省告示第346号により、組合の事務に要する費用（福祉事業に係る事務を除く。）の額に100分の67.5を乗じて得た額に相当する額となっており、また、地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定に基づき、保険料から負担する金額については、地方公共団体の負担額を控除した額に相当する額とされているが、総務大臣が定める繰入単価の範囲内で定款で定める組合員一人当たりの額に組合員数を乗じて得た額となっている。

## 2 事務所の所在地

事務所名	郵便番号	住所	電話番号
地方職員共済組合 地方共済事務局	102-8601	東京都千代田区平河町 2-4-9	03-3261-9821

### 3 役員状況

役員は、理事長、理事、監事である。

理事長及び監事は総務大臣が任命し、理事は理事長が総務大臣の認可を受けて任命している。

役員任期は、2年である。

令和2年3月末現在の役員状況は、次のとおりである。

なお、役員定数は理事長1人、理事若干人、監事3人である。

役職	氏名	経歴等
理事長	松永邦男	元一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会理事長
理事 (常勤)	猿渡知之	元総務省大臣官房審議官(地域情報化担当) 併任消防庁審議官
理事 (非常勤)	村上仰志	茨城県総務部長
理事 (非常勤)	茂呂和己	栃木県経営管理部長
理事 (非常勤)	鬼木誠	全日本自治団体労働組合書記長
監事 (常勤)	生沼裕	元政治資金適正化委員会事務局長
監事 (非常勤)	岡雄二	山梨県会計管理者
監事 (非常勤)	藤森久次	全日本自治団体労働組合総合組織局長

(注) 非常勤役員経歴は、現職を記載している。

### 4 役員会の開催状況

開催日	開催回	議案
令和元年6月25日	第299回	平成30年度決算(案)
令和2年1月14日	第300回	1 令和2年度事業基本方針(案) 2 地方職員共済組合定款の一部変更(案)
令和2年3月19日	第301回	1 令和2年度事業計画及び予算(案) 2 地方職員共済組合定款の一部変更(案) 3 地方職員共済組合運営規則の一部変更(案) 4 重要な財産の処分(案)

## 5 組合の職員の定数及びその増減

区 分	令和元年度	前年度増△減
業務経理	221人	△6人
保健経理	110人	9人
医療経理	64人	△1人
宿泊経理	135人	△21人
貯金経理	36人	△1人
貸付経理	50人	△5人
物資経理	17人	△2人
合 計	633人	△27人

## 6 組合の沿革

昭和16年2月に政府職員に対する医療給付等を行うため、政府職員共済組合令(昭和15年勅令第827号)に基づいて、内務省、警視庁、北海道庁、各府県の職員(教職員及び警察職員を除く。)等をもって「内務職員共済組合」が組織された。

昭和23年7月に旧国家公務員共済組合法が制定されるにおよび、同法に基づき都道府県に属する国家公務員(地方事務官)及び道府県の職員(教職員及び警察職員を除く。)をもって組織する「地方職員共済組合」となった。

昭和37年12月に地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)が制定され、同法に基づく「地方職員共済組合」として新たに発足した。平成12年4月の地方事務官制度の廃止に伴い、現在は常勤の道府県の職員(公立学校及び警察の職員を除く。)等に対し、短期給付及び長期給付の制度を適用し、併せて福祉事業を実施している。

## 7 根拠法

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

## 8 主務大臣

総務大臣

## 9 運営審議会の概要

組合の定款の変更、運営規則の作成及び変更、毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、その他組合の業務に関する重要事項を調査審議するために運営審議会が設置されている。

運営審議会は、委員16人以内で組織され、委員は、組合員のうち、組合員を代表する者である委員8人、組合員を代表する者以外の者である委員8人とし、総務大臣が任命することとなっている。

委員の任期は、2年である。

令和2年3月末現在の運営審議会委員の状況は、次のとおりである。

### (運営審議会委員)

職名	氏名	所属団体
会長	佐竹敬久	秋田県知事
会長代理	田中秀基	神奈川県総務局参事監兼組織人材部長
会長代理	長沢正一	新潟県職員労働組合執行委員長
委員	石坂直人	青森県総務部人事課長
委員	細川有希子	石川県総務部人事課福利厚生室長
委員	市村高子	兵庫県企画県民部管理局職員課長
委員	田中順一	鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課長
委員	田所克仁	香川県総務部職員課長
委員	中川浩徳	熊本県総務部総務私学局総務厚生課長
委員	福井 淳	全日本自治団体労働組合衛生医療局長
委員	瀬上英克	自治労全北海道庁労働組合連合会副執行委員長
委員	高橋 勝	群馬県職員労働組合中央執行委員長
委員	武田裕史	静岡県職員組合副執行委員長
委員	大西将之	大阪府職員関係労働組合執行委員長
委員	原 利枝	島根県職員労働組合副執行委員長
委員	古賀和浩	福岡県職員労働組合副執行委員長

## 1 0 運営審議会の開催状況

開催日	開催回	議案
令和元年 6 月 27 日	第 225 回	平成 30 年度決算（案）
令和 2 年 1 月 15 日	第 226 回	1 令和 2 年度事業基本方針（案） 2 地方職員共済組合定款の一部変更（案）
令和 2 年 3 月 24 日	第 227 回	5 令和 2 年度事業計画及び予算（案） 6 地方職員共済組合定款の一部変更（案） 7 地方職員共済組合運営規則の一部変更（案） 8 重要な財産の処分（案）

## 1 1 その他の組合の概要

### (1) 審査会

組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収、組合員期間の確認等に関する不服の審査を行うために審査会が設置されている。

審査会は委員 6 人で組織され、委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ 2 人とし、理事長が委嘱することとなっている。

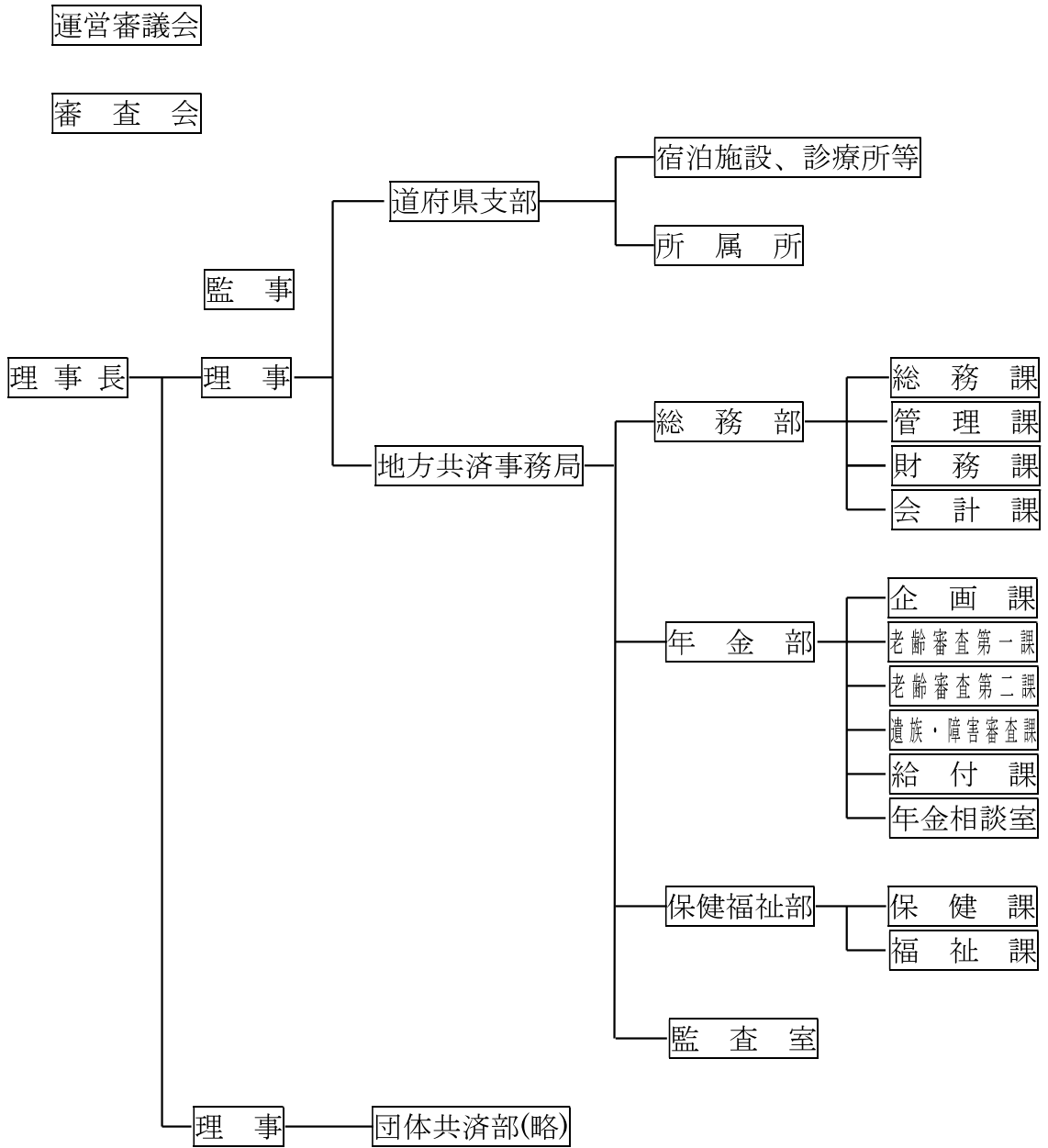
委員の任期は、3 年である。

令和 2 年 3 月末現在の審査会委員の状況は、次のとおりである。

#### (審査会委員)

職 名	氏 名	所 属 団 体
会 長	山 崎 泰 彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
委 員	平 谷 英 明	一般財団法人自治研修協会理事長
委 員	澁 澤 陽 平	埼玉県総務部人財政策局長
委 員	清 水 生 也	千葉県総務部次長
委 員	田 邊 猛 人	福井県庁職員組合執行委員長
委 員	平 田 美 紀	熊本県職員労働組合組織部長

(2) 地方共済事務局の組織



## 12 当該事業年度の業務の実施状況

### (1) 組合に属する地方公共団体等の数

- ア 地方公共団体は、70団体であり、前年度末と同様である。  
 イ 地方独立行政法人は、27法人であり、前年度末と同様である。

団体	年度	平成30年度末	令和元年度末
道府県		46 団体	46 団体
一部事務組合		21	21
地方開発事業団		1	1
広域連合		2	2
地方公共団体計		70	70
特定地方独立行政法人		5 法人	5 法人
職員引継一般地方独立行政法人		19	19
定款変更一般地方独立行政法人		2	2
職員引継等合併一般地方独立行政法人		1	1
地方独立行政法人計		27	27

### (2) 組合員数及び被扶養者数並びに標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

- ア 組合員数は、305,239人で前年度末より一般組合員等で1,247人の増、合計で1,370人(0.5%)の増となっている。  
 イ 組合員1人当たり被扶養者数は、0.92人となっており、前年度末より0.03人の減となっている。  
 ウ 組合員1人当たり標準報酬の月額は、短期給付及び福祉事業分が441,430円で前年度末より91円(0.02%)の減となっており、長期給付分が422,460円で前年度末より25円(0.01%)の増となっている。  
 エ 組合員1人当たり標準期末手当等の額は、短期給付及び福祉事業分が1,637,291円で前年度末より4,959円(0.3%)の増となっており、長期給付分が1,626,253円で前年度末より4,515円(0.3%)の増となっている。

(単位:人・%)

組合員種別	組合員数		被扶養者数	
	平成30年度末	令和元年度末	平成30年度末	令和元年度末
一般組合員	299,247	300,521	285,391	278,069
組合職員	509	511	373	351
職員団体専従職員	215	197	332	290
小計	299,971	301,229	286,096	278,710
(うち女性)	(111,606)	(113,774)	—	—
知事組合員	45	46	55	64
船員一般組合員	924	912	1,372	1,330
計	300,940	302,187	287,523	280,104
対前年度比較増減	1,808	1,247	△ 8,022	△ 7,419
(増減割合)	(0.6)	(0.4)	(△2.7)	(△2.6)
継続長期組合員	195	205	—	—
任意継続組合員	2,734	2,847	1,706	1,721
合計	303,869	305,239	289,229	281,825
(うち女性)	(112,427)	(114,605)	—	—
対前年度比較増減	1,734	1,370	△ 8,163	△ 7,404
(増減割合)	(0.6)	(0.5)	(△2.7)	(△2.6)
(うち女性)	(2,316)	(2,178)	—	—
組合員1人当たり被扶養者	—	—	0.95	0.92
第3号厚生年金被保険者	301,021	302,249	—	—
介護保険第2号被保険者	188,423	186,618	61,002	58,719

- 備考 1 地方公務員及び職員団体専従職員には、地方独立行政法人の職員を含む。  
 2 組合員1人当たり被扶養者数は、一般組合員等及び任意継続組合員の総数で被扶養者数を除したものである。  
 3 第3号厚生年金被保険者は、一般組合員等及び継続長期組合員のうち、70歳未満の者である。  
 4 介護保険第2号被保険者は、一般組合員等及び任意継続組合員並びにそれぞれの被扶養者のうち、40歳以上65歳未満の者である。

(単位:千円・%)

組合員種別	短期給付及び福祉事業		長期給付		短期給付及び福祉事業		長期給付	
	標準報酬の月額		標準報酬の月額		標準期末手当等の額		標準期末手当等の額	
	平成30年度末	令和元年度末	平成30年度末	令和元年度末	平成30年度末	令和元年度末	平成30年度末	令和元年度末
地方公務員	132,289,286	132,837,344	126,422,316	126,967,403	488,389,449	491,894,227	485,348,014	488,701,455
組合職員	205,430	204,752	198,600	197,512	771,618	779,123	742,783	745,661
職員団体専従職員	90,480	82,950	90,290	82,790	363,833	358,011	363,493	357,636
計	132,585,196	133,125,046	126,711,206	127,247,705	489,524,900	493,031,361	486,454,290	489,804,752
知事組合員	55,550	56,830	27,900	28,520	246,308	244,368	131,343	133,286
船員一般組合員	379,020	374,020	378,930	373,960	1,462,726	1,492,288	1,460,027	1,492,286
継続長期組合員	—	—	91,960	98,480	—	—	—	—
任意継続組合員	1,058,640	1,095,156	—	—	—	—	—	—
合計	134,078,406	134,651,052	127,209,996	127,748,665	491,233,934	494,768,017	488,362,198	491,765,956
対前年度比較増減	866,266	572,646	608,951	538,669	7,356,525	3,534,083	7,049,454	3,403,758
(増減割合)	(0.7)	(0.4)	(0.5)	(0.4)	(1.5)	(0.7)	(1.5)	(0.7)
組合員1人当たり標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	441,521	441,430	422,435	422,460	1,632,332	1,637,291	1,621,738	1,626,253
第3号厚生年金被保険者	—	—	127,178,152	127,680,655	—	—	488,118,062	491,413,140
介護保険第2号被保険者	93,993,670	93,228,600	—	—	360,348,365	359,061,473	—	—



(3) 各経理における業務の実施状況

ア 短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡並びにその他災害等に関する法定給付（医療費、出産費、埋葬料など）及び附加給付（家族療養費附加金、出産費附加金、傷病手当金附加金など）に係る給付費に、一部負担金払戻金の額を加えた給付総額は、897億8百万円であり、平成30年度の給付総額に比べ、20億3千4百万円の増となっている。

また、前期高齢者納付金等の納付額は、857億5百万円であり、平成30年度の納付額に比べ、29億円の減となっている。

○短期給付の支給状況

区 分			給 付 総 額		増 減 額
			平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	
法 定 給 付	保 健 給 付	医 療 費	千円 35,497,235	千円 36,739,827	千円 1,242,592
		本 人 家 族 小 計	37,740,221	38,180,213	439,992
		そ の 他	73,237,456	74,920,040	1,682,584
			3,049,911	2,960,122	△ 89,789
	休 業 給 付		9,318,251	9,745,837	427,586
	災 害 給 付		95,830	123,180	27,350
	計		85,701,448	87,749,179	2,047,731
附 加 給 付	家 族 療 養 費 附 加 金		592,450	559,818	△ 32,632
	そ の 他 の 附 加 金		371,957	350,022	△ 21,935
	計		964,407	909,840	△ 54,567
合 計			86,665,855	88,659,019	1,993,164
一 部 負 担 金 払 戻 金			1,007,891	1,048,487	40,596
総 計			87,673,746	89,707,506	2,033,760

備考 保健給付（法定給付）のうち「医療費」は、医療給付の他、薬剤支給、移送費及び家族移送費を含めたものであり、「その他」は出産費、家族出産費、埋葬料及び家族埋葬料である。

○前期高齢者納付金等の納付状況

区 分	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	増 減 額
退 職 者 給 付 抛 出 金	千円 433,573	千円 4,259	千円 △ 429,314
前 期 高 齢 者 納 付 金	45,826,280	41,058,789	△ 4,767,491
後 期 高 齢 者 支 援 金	42,344,714	44,641,818	2,297,104
病 床 転 換 支 援 金	197	194	△ 3
計	88,604,764	85,705,060	△ 2,899,704

イ 厚生年金保険給付事業

被用者年金制度一元化により、平成27年10月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された厚生年金及び既裁定の共済年金（職域部分を除く。）の支払いを行う。  
 なお、令和元年度の給付件数は、2,008,119件、給付総額は、4,288億6千1百万円となっている。

○ 厚生年金保険給付の給付状況

区 分		平成30年度				令和元年度				
		給付件数	給付額	対前年度増減割合		給付件数	給付額	対前年度増減割合		
				給付件数	給付額			給付件数	給付額	
老 齢 (退職) 給 付	老 齢 厚 生 年 金	件 304,198	千円 51,943,043	% 62.0	% 59.5	件 402,715	千円 68,712,824	% 32.4	% 32.3	
	退 職 共 済 年 金	1,082,478	238,936,063	△ 8.0	△ 7.0	991,840	222,343,781	△ 8.4	△ 6.9	
	退 職 年 金	76,853	28,678,584	△ 14.8	△ 15.6	64,919	24,012,205	△ 15.5	△ 16.3	
	減 額 退 職 年 金	8,430	1,741,878	△ 6.7	△ 8.5	7,839	1,580,475	△ 7.0	△ 9.3	
	通 算 退 職 年 金	1,758	216,993	△ 18.4	△ 19.2	1,417	174,017	△ 19.4	△ 19.8	
	退 職 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	脱 退 一 時 金	0	0	△ 100.0	△ 100.0	1	498	100.0	100.0	
	返 還 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
退職共済給付（計）		1,169,519	269,573,518	△ 8.5	△ 8.1	1,066,016	248,110,976	△ 8.9	△ 8.0	
老齢（退職）給付（計）		1,473,717	321,516,561	0.5	△ 1.3	1,468,731	316,823,801	△ 0.3	△ 1.5	
障 害 給 付	障 害 厚 生 年 金	2,331	459,623	66.9	70.4	3,486	673,451	49.5	46.5	
	障 害 手 当 金	0	0	0.0	0.0	1	2,438	100.0	100.0	
	障害厚生給付（計）		2,331	459,623	66.9	70.4	3,487	675,889	49.6	47.1
	障 害 共 済 年 金	14,313	2,072,605	△ 3.2	△ 2.4	13,776	2,039,238	△ 3.8	△ 1.6	
	障 害 年 金	1,690	503,042	△ 11.3	△ 13.1	1,458	423,302	△ 13.7	△ 15.9	
	障 害 一 時 金	2	5,033	100.0	151.1	1	2,379	△ 50.0	△ 52.7	
障害共済給付（計）		16,005	2,580,680	△ 4.1	△ 4.6	15,235	2,464,919	△ 4.8	△ 4.5	
障 害 給 付 （ 計 ）		18,336	3,040,303	1.4	2.2	18,722	3,140,808	2.1	3.3	
遺 族 給 付	遺 族 厚 生 年 金	26,218	4,276,843	62.6	56.5	36,852	5,831,890	40.6	36.4	
	遺 族 共 済 年 金	455,539	98,640,908	△ 1.6	△ 2.4	446,753	95,967,404	△ 1.9	△ 2.7	
	遺 族 年 金	40,478	7,807,485	△ 8.2	△ 8.4	36,767	7,082,526	△ 9.2	△ 9.3	
	通 算 遺 族 年 金	335	17,454	△ 6.7	△ 8.2	294	14,924	△ 12.2	△ 14.5	
	死 亡 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	特 例 死 亡 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
遺族共済給付（計）		496,352	106,465,847	△ 2.2	△ 2.8	483,814	103,064,854	△ 2.5	△ 3.2	
遺 族 給 付 （ 計 ）		522,570	110,742,690	△ 0.2	△ 1.4	520,666	108,896,744	△ 0.4	△ 1.7	
合 計		2,014,623	435,299,554	0.3	△ 1.3	2,008,119	428,861,353	△ 0.3	△ 1.5	

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

(単位:千円、%)

資 産 区 分	平成30年度		令和元年度末	
	金 額	構成割合	金 額	構成割合
国 内 債 券	0	0.00	0	0.00
短 期 資 産	102,227,916	100.00	103,651,691	100.00
合 計	102,227,916	100.00	103,651,691	100.00

ウ 退職等年金給付事業

被用者年金制度一元化により、平成27年10月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された年金払い退職給付の支払いを行う。

また、令和元年度の給付件数は、28,349件、給付総額は、1億1千5百万円となっている。

○ 退職等年金給付の給付状況

区 分	平成30年度				令和元年度			
	給付件数	給付額	対前年度増減割合		給付件数	給付額	対前年度増減割合	
			給付件数	給付額			給付件数	給付額
	件	千円	%	%	件	千円	%	%
終身退職年金	9,758	7,251	75.0	313.6	16,650	9,788	70.6	35.0
有期退職年金	6,436	4,427	67.4	165.9	10,746	8,500	67.0	92.0
有期退職年金一時金	325	29,404	48.4	114.6	575	55,316	76.9	88.1
遺族一時金	339	26,884	12.6	72.9	360	39,846	6.2	48.2
退職等給付(計)	16,858	67,966	69.6	108.0	28,331	113,451	68.1	66.9
公務遺族年金	17	1,827	183.3	18.5	18	1,506	5.9	△ 17.6
遺族給付(計)	17	1,827	183.3	18.5	18	1,506	5.9	△ 17.6
合計	16,875	69,793	69.7	104.0	28,349	114,957	68.0	64.7

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

(単位:千円、%)

資産区分	平成30年度		令和元年度末	
	金額	構成割合	金額	構成割合
国内債券	88,666,377	89.36	118,720,191	92.87
うち不動産及び貸付金	33,450,149	33.71	25,508,384	19.95
短期資産	10,557,286	10.64	9,111,253	7.13
合計	99,223,663	100.00	127,831,444	100.00

エ 経過的長期給付事業

被用者年金制度一元化により、平成27年10月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された経過的職域加算額及び既裁定の共済年金の職域部分の支払いを行う。

なお、令和元年度の給付件数は、2,010,178件、給付総額は、596億8千6百万円となっている。

○ 経過的長期給付の給付状況

区 分	平成30年度				令和元年度			
	給付件数	給付額	対前年度増減割合		給付件数	給付額	対前年度増減割合	
			給付件数	給付額			給付件数	給付額
	件	千円	%	%	件	千円	%	%
退職共済年金	1,382,571	46,552,664	1.9	3.0	1,397,190	47,452,958	1.1	1.9
退職年金	76,859	2,868,991	△ 14.8	△ 15.6	64,925	2,402,353	△ 15.5	△ 16.3
減額退職年金	8,430	174,188	△ 6.7	△ 8.5	7,839	158,048	△ 7.0	△ 9.3
通算退職年金	1,758	21,699	△ 18.4	△ 19.2	1,417	17,402	△ 19.4	△ 19.8
退職一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
脱退一時金	0	0	△ 100.0	△ 100.0	1	75	100.0	100.0
返還一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
退職共済給付(計)	1,469,618	49,617,543	0.8	1.7	1,471,372	50,030,835	0.1	0.8
障害共済年金	15,948	556,434	0.3	2.1	15,995	575,247	0.3	3.4
障害年金	1,832	95,968	△ 11.2	△ 12.0	1,587	86,685	△ 13.4	△ 9.7
障害一時金	2	1,007	100.0	151.1	1	476	△ 50.0	△ 52.7
障害共済給付(計)	17,782	653,409	△ 1.0	△ 0.2	17,583	662,408	△ 1.1	1.4
遺族共済年金	481,826	7,832,368	0.5	2.1	483,075	8,015,355	0.3	2.3
遺族年金	41,661	1,072,881	△ 8.2	△ 8.1	37,854	976,072	△ 9.1	△ 9.0
通算遺族年金	335	1,745	△ 6.7	△ 8.3	294	1,492	△ 12.2	△ 14.5
死亡一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
特例死亡一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
遺族共済給付(計)	523,822	8,906,994	△ 0.3	0.7	521,223	8,992,919	△ 0.5	1.0
合計	2,011,222	59,177,946	0.5	1.5	2,010,178	59,686,162	△ 0.1	0.9

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

(単位:千円、%)

資産区分	平成30年度末		令和元年度末	
	金額	構成割合	金額	構成割合
国内債券	0	0.00	0	0.00
短期資産	1,561,795	100.00	1,340,099	100.00
合計	1,561,795	100.00	1,340,099	100.00

オ 保健事業等

保健事業は、組合員とその被扶養者の健康保持・疾病予防その他健康増進のため、人間ドック利用補助、生活習慣病等健康診査、健康教育、スポーツ施設の利用補助などを実施し、支出総額は43億1千9百万円で前年度より3千万円の減となっている。

特定健康診査・特定保健指導事業は、高齢者の医療の確保に関する法律により実施し、支出総額は5億1千9百万円で前年度より4千7百万円の増となっている。

保育所事業、入院医療費支援制度事業及び罹災組合員見舞金事業は、定款第36条第6号に規定する事業計画で定める事業として実施し、支出総額は保育所事業が4千8百万円で前年度より1千6百万円の増、入院医療費支援制度事業が1千万円で1百万円の増、罹災組合員見舞金事業が5百万円で1百万円の増となっている。

○保健事業等の実施状況

(単位：千円・%)

種 別	平成30年度		令和元年度		対前年度 増減額	
	金 額	構 成 合 合	金 額	構 成 合 合		
保健事業	健康保持・疾病予防	3,571,893	81.9	3,568,692	82.6	△ 3,201
	体力増強・教養文化等	729,736	17.0	699,203	16.2	△ 30,533
	その他	47,370	1.1	51,426	1.2	4,056
	計	4,348,999	100.0	4,319,321	100.0	△ 29,678
特定健康診査・特定保健指導事業		472,154	—	519,472	—	47,318
保育所事業		31,744	—	47,627	—	15,883
入院医療費支援制度事業		8,811	—	9,752	—	941
罹災組合員見舞金事業		4,260	—	5,400	—	1,140

カ 医療事業

医療事業は21支部において実施しており、その施設数は、診療所21となっている。

その利用状況は、利用件数8万454件で対前年度比1.0%の減、患者収入は15億3千8百万円で対前年度比11.5%の増、また、1件当たりの金額は1万9千712円で対前年度比12.5%の増となっている。

○医療施設の利用状況

区 分	一 般		歯 科		合 計		
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	
件 数	72,437	71,425	8,864	9,029	81,301	80,454	
金 額	1,309,804	1,464,717	70,006	73,323	1,379,810	1,538,040	
1件当たり 金 額	18,082	20,507	11,109	11,108	17,524	19,712	
対前年度 増減割合	件 数	% △ 1.4	% 1.4	% 1.9	% 1.8	% △ 1.0	
	金 額	△ 0.3	11.8	△ 3.3	4.7	△ 0.5	11.5
	1件当たり 金 額	△ 2.1	13.4	△ 2.0	△ 0.0	△ 2.0	12.5

備考 歯科を委託により実施している支部は金額の計上がないことから、歯科及び合計の「1件当たり金額」は、当該支部の歯科件数を除いた件数で金額を除している。

キ 宿泊事業

宿泊事業は17支部において実施しており、20の宿泊施設の経営を行った。  
 施設の利用状況は、宿泊利用者が27万人で、前年度より3万7千人の減、会議・会食利用者が65万3千人で、前年度より8万人の減となっている。

○ 宿泊事業の実施状況

(単位：人、%)

区 分	平成30年度			令和元年度		
	利用人員	対前年度比較		利用人員	対前年度比較	
		利用人員	割 合		利用人員	割 合
宿 泊	306,698	△ 26,167	△ 7.9	270,025	△ 36,673	△ 12.0
会 議	413,429	△ 24,313	△ 5.6	381,478	△ 31,951	△ 7.7
会 食	319,050	△ 18,568	△ 5.5	271,501	△ 47,549	△ 14.9
施 設 数	22			20		

ク 貯金事業

貯金事業は5支部において実施しており、貯金の種類は、普通貯金、積立貯金及び定期貯金である。

組合員貯金口数は、3万口で前年度末より若干減、貯金額は、1,318億4千1百万円で前年度末より1億1千7百万円の増となっている。

○ 貯金事業の実施状況

区分 種類	平成30年度末				令和元年度末			
	口数	金額	対前年度 増減割合		口数	金額	対前年度 増減割合	
			口数	金額			口数	金額
普通貯金	口 202	千円 366,137	% △16.2	% 12.1	口 187	千円 478,443	% △7.4	% 30.7
積立貯金	18,080	108,755,116	△3.1	0.3	17,919	108,591,431	△0.9	△0.2
定期貯金	11,333	22,602,257	△2.4	0.1	11,084	22,770,993	△2.2	0.7
合 計	29,615	131,723,510	△2.9	0.2	29,190	131,840,867	△1.4	0.1

ケ 貸付事業

貸付事業は全支部において実施しており、貸付けの種類は、普通貸付、住宅貸付、一般災害貸付、住宅災害新規貸付、住宅災害再貸付、医療貸付、入学貸付、修学貸付、結婚貸付、葬祭貸付、高額医療貸付及び出産貸付である。

組合員貸付件数は、約2万3千件で前年度より2千件の減、貸付残高は422億7千4百万円で前年度末より70億2百万円減となっている。

○ 貸付事業の実施状況

区 分 種 類		平成30年度末				令和元年度末			
		件 数	金 額	対前年度 増減割合		件 数	金 額	対前年度 増減割合	
				件 数	金 額			件 数	金 額
		件	千円	%	%	件	千円	%	%
	普通貸付	4,303	2,886,353	4.7	15.8	4,470	3,154,857	3.9	9.3
	住宅貸付	16,017	44,206,620	△10.5	△15.0	14,052	36,869,713	△12.3	△16.6
災害貸付	一般災害貸付	21	15,680	0.0	30.1	28	26,651	33.3	70.0
	住宅災害新規貸付	71	290,246	△7.8	△11.2	65	285,370	△8.5	△1.7
	住宅災害再貸付	9	89,703	28.6	53.9	9	87,469	0.0	△2.5
特別貸付	医療貸付	57	20,000	16.3	12.0	61	22,645	7.0	13.2
	入学貸付	645	185,907	△3.4	△8.6	601	187,976	△6.8	1.1
	修学貸付	3,153	1,342,254	0.0	4.4	3,099	1,410,202	△1.7	5.1
	結婚貸付	254	183,928	△5.2	1.8	241	168,488	△5.1	△8.4
	葬祭貸付	99	55,234	△3.9	△10.9	95	60,710	△4.0	9.9
	高額医療貸付	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
	出産貸付	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
	合 計	24,629	49,275,925	△6.3	△13.0	22,721	42,274,081	△7.7	△14.2

コ 物資事業

物資事業は7支部において実施しており、事業内容は、物品の販売、食堂の経営等である。  
年間売上高は、18億1千万円で前年度より2億6千8百万円の減となっている。

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度			令和元年度		
	金 額	対前年度比較		金 額	対前年度比較	
		金 額	割 合		金 額	割 合
物品販売	1,957,616	△ 365,155	△ 15.7	1,693,709	△ 263,907	△ 13.5
食 堂	36,662	△ 3,608	△ 9.0	35,573	△ 1,089	△ 3.0
そ の 他	83,905	3,597	4.5	80,447	△ 3,458	△ 4.1
合 計	2,078,183	△ 365,166	△ 14.9	1,809,729	△ 268,454	△ 12.9

13 最近5か年間の業務の実施状況

(単位:件、口、千円、人)

区 分		年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
短期 給付	給付	(件 数)	7,416,560	7,543,961	7,438,283	7,480,931	7,552,372
		(金 額)	87,788,213	87,819,846	87,044,534	87,673,746	89,707,506
長期 給付	給付	(件 数)	1,004,832	—	—	—	—
		(金 額)	259,092,504	—	—	—	—
厚生 年金 保険 給付	給付	(件 数)	1,009,629	2,027,242	2,007,736	2,014,623	2,008,119
		(金 額)	228,766,271	452,007,288	441,058,799	435,299,554	428,861,353
退職 等年 金給 付	給付	(件 数)	—	4,348	9,945	16,875	28,349
		(金 額)	—	8,855	34,212	69,793	114,957
経過 的長 期給 付	給付	(件 数)	1,010,970	2,024,655	2,001,422	2,011,222	2,010,178
		(金 額)	28,793,422	57,975,156	58,305,988	59,177,946	59,686,162
保健 事業	人間トック 利用状況	(人 数)	107,297	108,795	107,460	108,997	112,290
		(金 額)	2,690,985	2,717,554	2,662,701	2,686,821	2,688,341
医療 事業	利用件数	(一 般)	74,973	73,538	71,149	72,437	71,425
		(歯 科)	8,930	8,826	8,745	8,864	9,029
宿泊 事業	宿 泊	(利用者)	376,223	350,869	332,865	306,698	270,025
		(施設数)	27	24	23	22	20
貯金 事業	貯 金	(口 数)	30,117	30,064	30,505	29,615	29,190
		(金 額)	125,974,575	128,769,324	131,395,081	131,723,510	131,840,867
貸付 事業	貸 付	(件 数)	35,045	29,675	26,354	24,629	22,721
		(金 額)	83,045,186	67,416,279	56,636,997	49,275,925	42,274,081
物資 事業	損益状況	(収 入)	2,448,402	2,531,228	2,504,963	2,124,297	1,851,500
		(支 出)	2,444,420	2,549,142	2,509,656	2,140,413	1,856,063
		(当期利益)	3,982	△ 17,913	△ 4,693	△ 16,116	△ 4,563

備考 平成27年度において、長期給付の件数及び金額は平成27年4月から9月分であり、厚生年金保険給付及び経過的長期給付の件数及び金額は平成27年10月から平成28年3月分である。



14 借入金及び国庫補助金等による資金調達の状況

(1) 借入金

該当なし

(2) 財政投融资資金

該当なし

(3) 国庫補助金等

該当なし

15 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関する事項

該当なし

## 1 6 組合が対処すべき課題

当共済組合は、医療保険等としての短期給付事業、年金保険としての長期給付事業及び福利厚生のための福祉事業を、組合員、年金受給者等の生活の安定と福祉の向上を図るため、関係者の理解と協力を得つつ実施してきているところである。

我が国は、人口の減少と高齢化が進展する中で、社会保障制度をはじめとする各般の制度の見直しを進めているところである。具体的には、「社会保障制度改革プログラム法」に基づき、介護給付費納付金の負担方法を全面総報酬割とするほか、令和3年4月から年金額の改定ルールを賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に連動させるものに変更するなど、持続可能な社会保障制度に向けた環境整備を進めるため改革を着実に推進することとしている。

また、医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用するオンライン資格確認の仕組みの運用開始が、令和3年3月に予定されている。これらはいずれも、当共済組合の事業運営に深く関わるものであることから、的確に対応していく必要がある。

このほか、地方公務員法の改正を踏まえ、会計年度任用職員について、令和2年4月以降、組合員資格取得等の事務処理を適切に行う必要がある。

こうした中、当共済組合における短期経理にあっては、平成29年度から令和元年度までの3か年の時限措置として財源率を引き下げていたところであるが、組合員数が増加したこと、また、給与の増額改定が実施され、掛金・負担金収入が想定したよりも上回ったことなどにより、積立金が増加したことから、令和2年度以降の財源率については、現行の引下げ措置を令和3年度まで延長するものとする。なお、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の動向による影響等、短期経理財政の状況を引き続き注視していくものとする。

また、長期給付事業については、各共済組合からの払込金を原資として地方公務員共済組合連合会が運用している調整積立金から、共済組合で資金不足が生じた場合に必要な資金を交付する仕組みとなっているが、当共済組合にあっては、厚生年金保険経理及び経過的長期経理において今後も資金不足が見込まれるため、当該仕組みにより資金を的確に確保するものとする。

令和2年度の事業運営に当たっては、こうした当共済組合を取り巻く諸情勢や動向を踏まえ、適時適切に必要な対応を行っていくとともに、継続的な業務・情報システムの見直しなど事務処理の簡素・効率化を更に進めながら、的確な事業の実施に努め、また、個人情報保護に万全を期することにより、組合員、年金受給者等からの信頼を更に揺るぎないものとしつつ、サービスの一層の向上を図っていかなければならない。あわせて、組合員のニーズを的確に捉えつつ、必要な事項について関係機関に適切に働きかけるものとする。